

きれいなまちづくり部会 報告書

部会設立の経緯

平成 30 年度に実施した市民アンケートにおいて、中心市街地へ居住する場合の条件として、「まちに清潔感があり綺麗なこと」との回答が 11 パーセントみられた。

また、同じく 30 年度に実施した、中心市街地とその近隣の小中高校生アンケートにおいては、木更津駅周辺の悪いところ（嫌いなところ）は「活気がない」のほかに、小・中・高校生全ての層で「まちが汚い」との回答が多く、もし市長だったらどのようなまちにしたいかとの問いに対しては「キレイなまち」という回答が多くみられた。

これらの、「まちが汚いこと」が中心市街地の課題の一つであり、「キレイなまち」が望まれているといった結果を受け、現在作成中の木更津市中心市街地活性化基本計画に対応を組み入れるべく、きれいなまちづくりに関する各事業の調整や施策の検討を行うため、関係課による部会を設立することとした。

部会員

環境部	まち美化推進課	主 幹	榎本 和美	※部会長
市民部	市民活動支援課	主 幹	阿津 直人	
環境部	環境管理課	副主幹	中野 道信	

開催実績

- 第 1 回会議（令和元年 5 月 13 日（月））
 - ・ 基本計画掲載事業の追加、拡充について
 - ・ 木更津駅東口への喫煙スペース設置について
- 第 2 回会議（令和元年 5 月 21 日（火））
 - ・ 中心市街地活性化基本計画事業について
 - ・ 木更津駅東口への喫煙スペース設置について
- 第 3 回会議（令和元年 6 月 5 日（水））
 - ・ 中心市街地活性化基本計画事業について
 - ・ たばこ事業者による分煙・マナー向上等に関する取り組みについて
 - ・ 木更津駅東口への喫煙スペース設置について

検討結果

◆きれいなまちづくりに関する基本計画事業の調整及び施策の検討

中心市街地活性化基本計画に掲載となっていた事業について、内容の追加・見直しを行った結果、以下のとおり修正する。

事業名	所管課	事業内容	修正内容
CLEAN UP OUR KISARAZU	まち美化推進課	(株)ジェイコム千葉木更津局主催による清掃活動	清掃範囲を拡大し、内容をブラッシュアップすることにより、新規事業として基本計画に掲載する。(実施の可否については、JCOM 社からの回答待ち)
地域まるごとごみ拾い	市民活動支援課	毎月第3日曜日に開催ごみ拾い活動とともに、いじめ反対運動の啓発を行う	個々の事業規模が大きくなり、内閣府から事業掲載の必要性も問われているため、他の市民活動団体等による清掃活動や花卉類の植栽活動と合わせて、一つの事業の中に併記することとする。 例) 中心市街地における「まちなか美化活動」として複数の事業を包含
矢那川清掃	まち美化推進課	木更津市主催による清掃活動	
木更津港まつり事後清掃	まち美化推進課	木更津市主催による清掃活動	中心市街地活性化の認定に関らず例年実施している事業でもあるため、内閣府からの指摘を踏まえ基本計画からは削除する。

◆木更津駅東口への喫煙スペース設置について

市が喫煙場所を設置することの適否については、調整会議及び中心市街地活性化幹事会等、健康増進担当部が含まれる上位の会議体に報告した上で判断を仰ぐ。

当部会としては、設置の有無の双方を想定する。

○設置する場合

- ・「設置場所」「所管部署」「維持管理上の予算措置」等を明確にした上で検討する必要がある。(別添資料参照)
- ・木更津駅周辺に設置するのであれば、東側1箇所ではなく、東西各1箇所を設置することが望ましい。

●設置しない場合

- ・健康増進を推進する市として、常設の喫煙場所を設置することの適否の検討。
- ・大きなイベントを実施する際、その都度、所管部署がJT社と協力し、港まつり同様、臨時喫煙場所を設置すること、及びイベント終了時に、主催者・参加者等が協働で清掃美化活動を実施することの検討。(イベント実施主体の責務)
- ・市主催のイベントにおいて、清掃美化活動で収集されたゴミについて、処理費用を減免で受入れすることの検討。(処理処分に係る積極的な協力・支援)

[日本たばこ産業株式会社による説明・質疑応答概要]

千葉県内における各自治体との協働喫煙場所設置事例について(別添JT社資料参照)

- ・設置費用はJT社が負担し、設置後は市へ寄贈する。よって、維持管理費は市が負担する。
- ・JT社が設置する施設は、外部からの遮蔽や空気清浄機を設置するのではなく、パーティションで仕切る簡易的なものである。
- ・施設規模は、利用者数を想定した上で検討することになるが、通常であれば一人当たり1.5㎡程度とし、最大でも10人程度とすると15㎡となる。
- ・設置費用は、15㎡規模で200万円程度(基礎工事含む)である。

- ・ 寄贈に係る自治体側の窓口は、環境担当の部署がほとんどである。
- ・ 海浜幕張駅の設置事例では、1日2,500本程の吸殻が回収されている。
- ・ 君津市とは、5年程前に覚書を締結し、君津駅北南口に各1箇所を寄贈している。
- ・ 寄贈した喫煙場所施設が損壊された事例は、今のところない。
- ・ 今後は、千葉駅と蘇我駅への設置を検討している。
- ・ 木更津駅の東西に1箇所ずつ、計2箇所の設置も相談可能。
- ・ 設置場所は、基本的には行政の所有地となる。
- ・ JR社所有地では、一部の例外を除き喫煙場所の設置を認めてもらえないため、JT社とJR社の2社協同による喫煙場所の設置は難しい。
- ・ 啓発用で携帯用灰皿やのぼり等を提供してもらうことは可能。(数に限りがあり若干数となる可能性がある。)
- ・ 祭り等のイベントにおいて、スポットで灰皿を設置してもらうことは可能。主催者側が場所を提供する必要がある。
- ・ JT社による分煙・マナー向上等に関する取り組みとして、たばこ販売協同組合と協力した美化清掃活動や啓発活動も行っており、木更津駅の西口で年2回ほどの清掃活動、東口で未成年者の喫煙防止として、例年7月頃にティッシュの配布等を行っている。

以上